

# 公 示 送 達 書

08 静保健福債第 468 号  
令和 8 年 5 月 28 日

下記の書類は、その者の所在地不明のため送達できないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条で準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び静岡市税条例（平成 15 年静岡市条例第 102 号）第 7 条の規定に基づき、市長が保管し、その者の申し出により交付するものであることを公告します。

静岡市長 難 波 喬 司

送達を受けるべき者

(氏 名) 崔 文 敬

送達する書類

08 静保健福債第 456 号 1 通

(注意)

国民健康保険法第 78 条において準用する地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。